

大阪大学法学研究科外部評価委員会

開催日時： 平成22年3月16日（火）午後5時30分～午後7時30分

場 所： 大阪新阪急ホテル（2階）雪の間

出席者：（外部評価委員）

外務省中東アフリカ局大臣官房審議官	知原 信良 氏
(社)関西経済連合会理事	櫻内 亮久 氏
大阪府政策企画部長	幸田 武史 氏
森・吉村法律事務所 弁護士	吉村 信幸 氏
京都大学大学院法学研究科長	林 信夫 氏
同志社大学法科大学院教授	コリン・P・A・ジョーンズ 氏

（大阪大学大学院法学研究科）

研究科長	中尾 敏充
副研究科長	瀧口 剛
副研究科長	高田 篤
国際交流室長	竹中 浩
教授	三成 賢次

司会 外部評価担当委員

林 智良

（大阪大学大学院高等司法研究科）

研究科長	松川 正毅
副研究科長	谷口勢津夫
外部評価担当委員	水谷 規男

（大阪大学大学院国際公共政策研究科）

教授・法学部国際公共政策学科副学科長	村上 正直
--------------------	-------

（法学研究科・高等司法研究科事務部）

庶務係長	中井 清隆
専門職員	鴨川 誓志

内 容： 事前配布資料にもとづき、法学部及び法学研究科の教育の現況、主に第2期中期計画と国際交流活動について、大阪大学側から説明を行った後、外部評価委員との間で意見交換を行った。

以下はその議事録である。

大阪大学法学研究科外部評価委員会 議事録

平成 22 年 3 月 16 日（火）

【林（智）】 それでは、定刻になりましたので、ただいまより大阪大学法学研究科外部評価委員会の懇談会を始めたいと思います。私は、評価を担当いたしております林と申します。

まず、お手元にプログラムを配付いたしております。基本的にお送りいたしましたものと同一ですが、急遽つくりました関係で若干刷り直しの部分がございます。基本的に同一のものであります。本日は、まず、30 分ぐらい法学研究科の担当者から法学部及び法学研究科の現況についてご説明申し上げ、その後、午後 6 時からお食事を召し上がっていただきながら、並行して簡単な内容確認の質疑応答を 30 分程度お願いいたします。その後、19 時半を閉会の予定といたしておりますけれども、閉会まで約 1 時間とりまして、おおむね中期計画関係、国際交流関係、それから法学部・法学研究科へのエールと要望、フリートークという柱を立てまして、順次ご議論いただくということで当日の進行を考えております。その内容につきましてはプログラムというかたちで、委員の皆様のお手元にお配りいたしております。

それでは、法学研究科の中尾研究科長よりごあいさつを申し上げます。お願いいたします。

【中尾】 本日はお忙しいところをご参集いただきまして、洵にありがとうございます。法学研究科では 3 年に 1 回、外部評価を受けることになっています。前回は平成 19 年 3 月 19 日に行いまして、3 年がたちました。後で詳しくそれぞれの担当者から現状などにつきお話したいと思います。今回、知原委員以外は新しく委員をお受けいただき、また知原様には引き続き委員をお引き受けいただきまして、洵にありがとうございます。簡単に私から各委員のご紹介と、こちら側の教員の紹介をさせていただきます。

大阪府の政策企画部長をなさっています幸田武史様は、今、議会が開かれていまして、そちらがもし早目に終わればこちらに駆けつけるということでございます。場合によっては欠席する場合もあると伺っています。

次は、関西経済連合会理事をなさっています櫻内亮久様。

【櫻内委員】 関経連の櫻内でございます。よろしく申し上げます。

【中尾】 同志社大学法科大学院教授をなさっていますコリン・P・A・ジョーンズ様。

【ジョーンズ委員】 ジョーンズです。よろしく申し上げます。

【中尾】 外務省中東アフリカ局大臣官房審議官をなさっています知原信良様。

【知原委員】 知原です。どうぞよろしく申し上げます。

【中尾】 京都大学大学院法学研究科長をなさっています林信夫様。

【林委員】 林です。どうぞよろしく申し上げます。

【中尾】 森・吉村法律事務所の弁護士をなさっています吉村信幸様。

【吉村委員】 吉村です。よろしく申し上げます。

【中尾】 こちら側、私は法学研究科長の中尾です。隣が副研究科長の高田でございます。

【高田】 高田でございます。

【中尾】 その横が同じく副研究科長の瀧口でございます。

【瀧口】 瀧口です。よろしくお願いします。

【中尾】 法学研究科の教授で、国際交流室長を担当しています竹中です。

【竹中】 竹中です。よろしくお願いします。

【中尾】 高等司法研究科教授で評価担当、本部の評価室の室員でもあります水谷でございます。

【水谷】 水谷でございます。

【中尾】 現在、高等司法研究科の副研究科長をしています谷口でございます。

【谷口】 よろしくお願ひいたします。

【中尾】 同じく高等司法研究科の研究科長であります松川でございます。

【松川】 松川です。

【中尾】 私の隣が最初に紹介のありました評価担当の林でございます。

【林（智）】 先ほどは着座のまま失礼いたしました。

【中尾】 法学研究科教授の三成でございます。

【三成】 三成です。よろしくお願いします。

【中尾】 法学部は国際公共政策学科という学科が平成 20 年 4 月に最初の新入生を迎えています。その関係で国際公共政策研究科の教授であります村上でございます。

【村上】 村上でございます。よろしくお願いします。

【中尾】 あと、事務担当の中井庶務係長。

【中井】 よろしくお願ひします。

【中尾】 専門職員の鴨川です。

【鴨川】 よろしくお願ひします。

【中尾】 以上、簡単ですけれどもご紹介させていただきました。

【林（智）】 以上で中尾研究科長のごあいさつは終わります、引き続きまして議長指名ということで、互選ということになっておりますけれども、本日、大学の管理運営に本務で携わっておられる林委員に、委員長にご就任いただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

では、林委員、よろしくお願ひいたします。

【林委員長】 座ったままで失礼いたします。私よりふさわしい方が多分いらっしゃるだろうと思ひますが、時間の節約上、ほんとうは互選なんだろうけど、半ばご指名という形で引き受けさせていただきたいと思ひます。うまくテンポよく進めたいと思ひますので、皆様のご協力よろしくお願ひいたします。

それでは、早速始めさせていただきたいと思ひます。お手元の議事進行次第に従ひまして、早速法学部及び法学研究科の現況の説明をいただければと思ひます。まず、総論を中尾研究科長からお願ひいたします。

【中尾】 総論といひましても、経過と簡単な論点を説明させていただきたいと思ひます。先ほどお話ししましたように、本研究科では中期計画の関係で 3 年に 1 回、外部評価を受けることになっております。今回 3 年たちましたので、外部評価を行っていただく必要があります。前回は特に学部教育と大学院教育を中心にして、それ以外に国際交流と管理運営についても、法人化以降新しい体制を組み立てましたので、それらについて報告いたしまして、委員の方々から建設的な質問なり意見をちょうだいしたところでありました。その内容については、既に皆さん方に配付させていただきました。この外部評価の報告書が事前に配布されていると思ひますが、それを成果として公表しております。今回は、来年度から次期の中期計画が進行い

たしますので、その中で大阪大学の法学研究科では特にどういう点に重点を置くのかということで、とりあえず3つの点を委員の方々にお諮りしたいと考えています。

1つは、これは法学研究科だけではなくて、全国の大学院を持っている法学関係では共通する課題として、研究者養成という問題があります。それをどういうふうにしていくのかということについて、一定の考え方を示すとともに、皆さん方からの意見をちょうだいしたいと考えています。

2つ目には、前回も少し話題になりましたけれども、平成19年の10月に大阪外国語大学と統合いたしまして、それをきっかけに法学部では国際公共政策学科を新たに立ち上げまして、平成22年度に3年目を迎えることとなります。その関係で国際公共政策学科の現状はどうなっていて、今後どういう点が期待されるかということも含めまして、委員の方々から意見をちょうだいできればと考えています。

3つ目は、これも来年度の4月1日に立ち上がることになっています知的財産センターというものが、法学研究科が提案部局となりまして、全学のもとにセンターが立ち上がります。それについて、もしご質問なりご意見があればお答えしたいと思います。

まず中期計画について考えています。もう1つは、前回も国際交流ということで、今、高等司法研究科と協力しながら、特にアジアを中心にして国際交流を積極的に進めています。それについても、現状と今後の方向性などを少し紹介して、ご意見をちょうだいできればと考えています。

それぞれの内容については担当の者からご説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

時間の関係がありまして、今回は十分時間がとれない点もありますので、それらについてはまた文書等でコメントいただければと思っています。甚だ簡単でありますけれども、今言いましたような点について集中的にご意見をちょうだいできればと考えています。どうぞよろしくお願ひします。

【林委員長】 ありがとうございます。

それでは、中期計画につきまして高田先生、お願ひします。

【高田】 高田でございます。着席のまま報告させていただきます。

任務として中期計画の取りまとめをさせていただきました関係でお話をさせていただくわけですが、平成14年に国立大学が法人化されて以降、計画体制が導入されまして、今年度で第1期が終わるわけがございます。その6年を受けまして、次に来年度から第2期が始まります。これは、全国の国立大学法人において共通している事柄ですが、その中で具体的にどのような計画をつくっていくかという点に関しまして、阪大には1つの特徴があります。計画を立ててそれを実行していく場合、計画は、お約束でもありますから、守らなくてはならないということで、我々としますと非常に恐ろしいものでもあります。しかし、どうもそれだけではいけないだろうということで、阪大では、必ず履行すべき計画と共に、どういうことがしたいのか、ある種の夢を語るようなものも必要ではないかということで、第2期に関しましては、もし、お金が十分にあって、時間が十分にあって、うまくいけば何をしたいのかを文書化することとなり、それを作成しました。本日提出させていただいております資料に挿入させていただいたものがそれにあたります。これは、今申し上げたように夢を語っている文章ですが、それは我々にとっての重要課題を言いあらわしている文章でもございますので、その骨子を本日報告させていただきたいと思ひます。

先ほど研究科長から申し上げましたように、大学が研究機関である以上、学の再生産は、最大の課題といたしましうか、中核的な課題なわけですが、正直申しまして、法人化後、法学・政治学関係でなかなかそれが円滑にいつているとは言えない状況にあります。

阪大に関しても、後でお話いたしますように、問題があります。ただ、数的な面では、法人化以前あるいはロースクール制度成立以前と比べて、研究者養成が数的に減少したかといいますと、今のところ幸いに、それはございません。その最大の理由は、博士前期課程——修士課程——経由で実定法研究者を育成する経路を閉ざす大学が多い中で、阪大が、それは必要であろう、ロー経由だけでは実定法研究者はとも賄えないだろうという予想のもと、博士前期課程を維持したということです。それが今のところうまくいっております。つまり、博士後期課程を出て研究者になれる方の現時点での数は、法人化の前と基本的に変わっておりません。また、それだけではなくて、現在の博士課程・修士課程の在學生にまんべんなく研究者志望の学生がいるということで、学生同士が研究者を目指して切磋琢磨する体制が維持されておりまして、全体として学生数が少し減っているにもかかわらず、研究者のアウトプットそのものは今後ともそれほど落ちることはないと思います。

ただし、阪大の問題は、旧来からの研究者養成機能は維持できているのですが、ロースクール経由で研究者を養成することは実績として全くできていない。それは非常に大きな問題であります。これをどうするのか課題でありまして、真剣に考えていかなければなりません。高等司法研究科とも密接に協議しながら解決すべき課題だと考えています。それについては後ほどご議論になりましょうが、早い段階からそもそも研究者になりたい人をピックアップしていく。つまり、モチベーションを抱かせる、基礎的能力を身につけさせるというように、学部レベルの対応も必要になってまいりましょうし、ローレベルでの対応も必要でしょう。また、博士後期課程の入試制度、あるいはそこにおける物的条件をどう整えていかなどの課題もあると思います。これは特に重要な課題だということで、次期中期計画期間中にどうにかしてそこがうまく回るようにしていきたいと考えております。

2つ目が、先ほども説明がありましたが、外大との統合に伴います法学部における新学科、国際公共政策学科の設立でございます。設立以降、既に3度の入試を経たわけですが、現時点で、入試の結果あるいは在学している学生を見ておりますと、優秀な学生が在学しているということで、非常にうまく立ち上がっていると考えています。当初、この時代において学部生を増やすわけですから、学生のインフレが起こるのではないかという懸念もあったのですが、それは基本的に起こっていません。そういういい学生をいただいたわけですから、国際公共政策学科が法学科と同様、社会において一定の評価をいただけるように、今後とも学科の制度あるいはカリキュラム等を絶えず見直していきたいと考えております。

また、新学科そのものがうまくいくということだけではなくて、新学科で提供される科目は法学科の学生にとっても選択できる科目でございまして、幅広い科目を学部生レベルで受講できる体制がとられているわけでございます。その点は、我々の学部の大きな特徴であり、視野の広い学生を育てることができるのではないかと期待しております。つまり、一方において、法学部という法学の枠がありつつ、他方、同時に、その中に多様性を持っているということで、他の法学部との比較において、あるいは他の総合系の学部との比較においても、我々としては十分に社会的意義がある形で教育提供ができるのではないかと考えております。それも順調に進めていきたいと思っております。

3つ目が知財プログラム・知財センターでございますが、これにつきましては、平成20年度において、既に、博士課程の中に知財プログラムを立ち上げました。法学研究科は、もともと、博士前期課程の中に比較法政プログラムと公共法政プログラムという2つのプログラムを持っていました。比較法政は研究者志望の学生が多いわけですが、伝統的な学の体系を学ぶ。公共法政はどちらかというと、修士課程を出ると社会に出ていかれる方、高度職業専門人という言い方がありますが、そういう方に定位しているわ

けですけども、公共法政からいわば分化する形で知財のコースを作成しました。さらに、平成 21 年度からは、知財プログラム独自の入試も行っております。平成 21 年度には 7 名、平成 22 年度には 6 名の入学者を得ております。

全国の博士前期課程において、一体どういうプロフィールをつくっていけばいいのかというのは共通の悩みなのですが、阪大法学研究科としましては、知財を、唯一ではないにせよ、一つの大きな特色にしていきたいと考えています。またそれに関連しまして、単に法学部・法学研究科だけではなく、阪大の全学におきましても知財の重要性は認められまして、知財センターをつくらうということになりました。我々もそれに熱心に協力したわけですが、知財センターにおいて、広く各レベルの、大学院レベルや全学の共通教育のレベルでの知財教育をしていこうという体制ができました。その体制の中で、当然知財をめぐるシステムも人材も大幅に拡充されたわけですし、我々といたしましても、それと密接に関連しながら、法学研究科における知財教育を進めていきたいと思っております。

具体的には博士前期課程で既に行っております知財専門人の教育をさらに拡充し、平成 23 年度にはもっと社会人が入学しやすいようにということで、夜間のコースを開設する予定にしております。そして、大学院レベルにおいてですが、他研究科の大学院生に対して知財を講ずるという形で、高度副プログラムを提供していきたいと考えています。さらに、研究面におきましても、知財センターという相当規模のものができたので、そこにおいて日本における知財の先端的研究を進めていきたいと考えております。知財センターにつきましても、設立に携わっております三成教授がおられますので、後ほどそちらから説明をさせていただくということでもあります。

以上、簡単ではございますが、3 点について説明申し上げます。

【林委員長】 ありがとうございます。

それでは、次、国際交流に行ってもよろしいのでしょうか。それとも、今、三成先生の名前が出ましたけど。

【林（智）】 国際交流のほうでお願いします。

【林委員長】 では、国際交流に移りまして、竹中先生、お願いいたします。

【竹中】 お手元に資料があるかと思えます。Ⅱの「法学研究科の国際交流」というところに法学研究科でやっておりますことをまとめておきましたので、それをごらんいただければ大体のことはおわかりいただけると思います。ビジュアル系を中心にきれいな資料を選んで添付したつもりでしたが、お送りしたものは必ずしも色がうまく出ておりませんでしたので、本日差しかえさせていただきました。それによって点数を上げようということは考えておりませんが、きれいな色のほうを見ていただいて、評価いただければと思います。

法学研究科の国際交流のなかには、ほうっておいても進むことが幾つかあります。例えばヨーロッパに関心を持っている教員は、時間とお金に余裕があれば、どんどん出かけて行って研究交流をします。これはこちらが特に何もしなくても自発的にやっていただけます。むしろ、忙しいときにあまり行かないでほしいととめるぐらいです。一般に研究交流のほうはかなり活発に進んでいると思います。これはおそらくどこでもそうだと思います。

ただ、これについてはジョーンズ先生から後でご助言をいただければと思いますけれども、独仏に比べると北米との交流がやや難しいという印象を私は持っています。北米の日本に対する関心がやや下がって

いるということなのかもしれませんが、なかなか実のある交流ができない。英米法を主たるフィールドにしている研究者が比較的限られているということもあるのかもしれませんけれど、この点は課題だと考えております。

それから、もう1つ順調に進んでいるのはアジア諸国からの留学生の受入れです。特に中国人の留学生がかなり来ている。これもおそらくそれほど努力しなくても来る。受け入れること自体はそれほど大きな問題ではなく、むしろ、どのようにしていい学生をとるかということがおそらくどこでも問題になっていると思います。それに関しましてもわれわれなりに努力はしていますけれども、おそらくどの大学でもやっておられると思いますので、ここに書いておいたこと以上に特に申し上げることはありません。

以上の点につきましては、おそらくどこでも似たような状況だと思いますので、これくらいにさせていただき、法学研究科の特徴として挙げられることをひとつ申し上げます。それは、中国あるいは欧米といった、これまで法学系の教育研究機関が比較的活発に交流していた地域以外のところに少しずつ目を向けているということです。たとえば、ブラジルを中心としたラテンアメリカであるとか、あるいはアフリカといったところは、これまで少なくとも法学系の人たちがそれほど積極的に交流するところではなかった。これに目を向けようと考えています。

幾つか理由があります。1つは日本において外国人問題が重要になってきているということです。とくに近年ブラジルから日系の人たちがたくさん日本に来るようになり、それに伴ってさまざまな法的な問題が発生している。それに関する研究をしていく上で、送り出し国の側との積極的な交流がこれから必要であろうと考えているわけです。もちろん中国との関係においても同様の問題があります。

もう一つの理由は社会貢献と研究とを結合させる必要があるということです。法学研究科は現在英語圏アフリカに目を向けています。これまでアフリカというのは法学研究の対象というよりは国際協力の対象として考えられてきた地域ですけれども、日本が研修等の知的協力を行う際には、これまでの日本の法や政治・行政の歴史・経験を踏まえて実施することになります。これは日本の法や政治・行政についての我々自身の認識を深める上で得がたい機会です。それを単なる社会貢献に終わらせず、学問研究の場に活かしたいと考えています。

このように、現在、日本の抱えている問題の解決に資するような形で国際交流を進めていくということが必要になっており、そのためにもこれまで必ずしもターゲットにしてこなかったような国・地域との交流を、今後少しずつ進めていきたいと思っております。

また、先ほど高田教授が中期計画について報告しましたけれども、もう少し短期的な年度計画のレベルで言いますと、平成22年度は特に学生派遣を積極的に進めたいと考えております。多くの先生方、それから社会で活躍されている方々も同じような印象を持っていらっしゃると思っておりますけれども、最近は学生の目が内向きになっています。それはロースクールに関心が集まったということもありますし、就職難で、自分のキャリアについてゆっくり考える余裕がなかなかないということもあるかもしれません。そういった状況を何とかしたいと考えております。

特に大阪大学の法学部は帰国子女枠を設けておりませんので、入試によって特に国際的な視野を持った人を入れるという仕組みがありません。新しく国際公共政策学科をつくりましたけれども、今のところはそれほど斬新な入試方法をとっておりませんので、ほうっておいても国際的な関心を持った学生が集まってくるようにはなっていません。そこで、入ってきた学生の目を海外に向けるということを意識的にやる必要があります。

資料にも書いておきましたが、そのために例えばサマープログラムを積極的に活用したいと考えております。現在、大阪大学は、オランダのグローニンゲンとタイのバンコクのマヒドン大学に設けられた海外拠点を窓口にしてサマープログラムを実施しています。たまたま平成22年度は法学部・法学研究科がマヒドン研修の当番部局になっておりますので、これを機会にサマープログラムを利用して学生を海外に送り出すための枠組みを作りたい。長い期間海外に出ることはしり込みをする学生でも、短期であれば、ある程度条件が整えば行ってくれるのではないかと期待しております。これを積極的に進めたいと思います。

それから、先ほども出た話、研究者養成ですね。研究者養成に関しては外国に出ることがどうしても必要だと思われるので、これまで欧米を中心に進めてきた交流を、研究者養成に特化した形で、より実質的なものにしていくということを考えていると思っております。

以上、本研究科の特徴、それから平成22年度に特に考えている具体的な目標ということでお話しさせていただきました。

【林委員長】 ありがとうございます。

今、中期計画と国際交流、大きく2点について説明いただきましたが、今の説明について何か補充等はありませんでしょうか。

【三成】 二、三分だけお時間をいただいて、知財センターの説明をさせていただきます。お手元にカラー刷りの資料が行っていると思いますが、1枚裏表です。

表題は平成23年度概算要求となっておりますが、これは平成22年度概算要求で認められたものについて、今年度も来年度に向けてもう一度同じものを概算要求として出さないといけないので、作成したものでして、内容的には平成22年度に概算要求したものと全く一緒であります。

内容としては先ほど高田教授が説明させていただいたとおりであります。要するに我が国が知財立国をしていくということで、これまで大学では知財本部等がおかれ、大阪大学でも知財についてはいろいろな力を入れてきました。しかし、どこでもよく似た状況なのですが、知財に関しては、理科系が中心に関わっていることもあって、特許申請の数を競うという方向が非常に強くあり、特許申請のためのサポートとか教育を主にやってきました。それはそれで意味のある仕事だったと思います。ただ、そうではなくて、もう少し広く、特許だけではなくて知財というものを広くとらえて、大学自体が知の体系そのものであります。大学で生み出される様々な知というものをどう扱っていくのか、どう生かしていくのかという観点から、本来の意味での知財立国を支える教育をやっていこうということで私たちが考えたのが、この知財センターのプログラムなのです。

もともとは先ほど説明がありましたように、法学研究科の大学院の知財プログラムという形でやっておりました。これはどちらかというと弁理士養成的な、特に高度専門職業人の養成のイメージがあって、そこに特化するような傾向があるのですが、それだけではなくて、より広く、理系、文系に関係なく全学の学生に知財モラルといいたいでしょうか、昨今問題になっているデータ捏造の問題とか盗作の問題とか等々、そういった問題も包み込むような大きな視点から知財というものをどう扱っていくのかを学生に考えてもらうことを目指しています。この計画の大きな目玉の1つが、一番最初にある全学共通教育における「知財モラル」です。毎年大阪大学では3,500名の新入生がいますが、全学生がとれるところに科目配置を行って、卒業までに2単位、一度ぐらい知財に関するモラルを学んでもらおうというのが1つの柱であります。

それからもう1つは、知財プログラムを法学研究科で提供していますが、それに医学を学んでいる、あるいは工学を学んでいる理科系の学生たち、文学でもいいのですが、そういった学生たちが関心を持って

くれればと考えております。大阪大学では、高度副プログラムという制度があります。先生方もよくご存じのように、一般的なものとしては、「副専攻」という制度がありますが、それとは異なり、かなり緩やかな形で自分の学んでいるものとは違った分野のことを他の大学院で自由に学ぶことが大阪大学では認められています。それを利用して、理科系の学生、文科系の学生でもいいのですが、このプログラムに1科目でも2科目でも参加してもらって、勉強してもらおうということです。

それから、一番下に知財経営教育というのがありますが、これは、知財をどう生かしていくかは単にパテントを取るということだけではなくて、それを大学としてどのように利用していくのかを考える、つまり知財の経営そのものを考えていく人材を育てていこうということで、そういうプログラムも入れています。

このセンターは、主に法学研究科、高等司法研究科あるいは国際公共政策研究科の先生方にサポートしていただくものですが、しかしあくまでも全学の大阪大学全体のセンターでありまして、全学的なサポートの中でこれを運営していくという形で予算化をしてもらっています。6年の計画で大体7億から8億ぐらいの予算を立てていただいておりますが、ご存じの事業仕分けがありまして、これからどうなっていくかわからないところがあります。一応予算としてはそういうことで6年間認めていただいているところです。

裏のほうは時間の関係で省略します。しかし、これだけの規模の教育を展開していくに際しては、先生方一人一人の負担や学生のアクセス等を考えると、昨今はやりのe-ラーニングが必要になってきます。知財プログラムとして独自のコンテンツをつくり、その上に、我々はI P r i s mと呼んでいます、I P と Prism つまり、Intellectual Property と Prism をくっつけた造語ですが、このI P r i s mのコンテンツ、I P r i s mのシステムを独自につくり上げて、そういうe-ラーニングのシステムの中で勉強できる、あるいは実務的な仮想体験ができる。そういう中で学生に勉強していってもらう。教員のほうもこういうシステムの中で教育研究を実践していくことで、研究領域を広げていってもらうことも考えているところでありまして。

簡単ですが、以上です。

【林委員長】 ありがとうございます。

それでは、以上で法学研究科からの説明を終わってよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

ちょっと時間が超過しましたが、これから食事とともに、今のご報告についての内容確認または言葉の説明とかを中心にして、質疑に移りたいと思います。報告内容に関しまして質問等がございましたら、どうぞご自由をお願いします。

【吉村委員】 2ページ目で研究の再生産というのを書いていただいて、若干の問題点として、法科大学院出身の研究者養成に成功していないというくだりがあるんですが、ロースクールを出て司法試験を受けずにいきなり研究者になるということを考えていらっしゃるのか、ロースクールを出たら本来司法試験にバラ色のように通ったはずなんですけど、どうも合格率が予想以上に低いわけですから、必ずしも司法試験に通らない場合のほうが逆に多いわけですし、ですから、本来はロースクールという高等教育を受けているわけですから、それなりの価値があって、それで研究職なり企業に就職できるというメリットがあるはずだと思っているんですけれども、そういう意味からして、司法試験を初めから受けないでこういうふうな研究職で残るようなことを念頭に考えておられるのでしょうか。

【高田】 いろいろな道があると思います。つまり、研究者養成に関しましては、従来からの修士課程経路で研究者になるという路線以外にも、既にロースクールができる前から、実務家の方が研究者になられるという路線も太くなっておりまして、また、修士課程レベルに専門教育、例えば先ほどの知財のように専門職に定位したものが出来ており、そこから研究者が育つことも考えられます。道が多様になってきたと思います。

また、道が多様になっていると同時に、例えば同じロースクール経路の方にもいろいろな考え方があり得る。極端な例ですが、ロースクールに行き、それなりの成績はおさめたけれども、自分としてはそれを続けてやっていくのはどうもせつない、さっさと研究者になりたいという方もおられましょうし、司法試験に通られて、修習に行かれて、そこから研究者の世界に入ってこようという方もおられましょう。さらに、実務家を一たん経験された上で、少し腰を落ちつけて勉強したいという方もおられると思います。ですから、そこに関しては特に限定的に考えているわけではないのです。

【吉村委員】 昔はそうですね。旧試験を受けて、法曹になる資格はあるけれども、研究者に残られると。中野貞一郎先生もそうでしたね。今も生きていますけど、私のところの事務所におった森弁護士も、奥さんの兄貴は京大の川又良也先生です。あの方も森と同期で司法試験を通過して、修習も行って、でも、やはり大学に残られて研究者になられた。そういう方はやっぱりいらっしゃるんだと思うんですね。だから、そういう方も含めて考えてもらえないかと思います。

【知原委員】 もし、そういうことを進めようとするならば、例えば実務経験を積んで研究者養成のところに入ってこれるという場合に、具体的にどういう方策をとろうと頭に描いておられるのでしょうか。まだこれから考えるという話なのかもしれませんけれども。

【中尾】 東大とか京大と神戸もそうなんですけれども、特に京都大学の場合は助教ポストがある程度確保されていますので、当然、司法試験に通過していることを前提にしてだと思えますけど、優秀な学生を助教に採用し、そこからスタッフにしていくという手だてがあるんですね。阪大の法学研究科には助教ポストがあるわけではありませぬので、その辺が難しい状況です。

【知原委員】 助教というのは昔の助手ですか。

【中尾】 助手ですね。ですから、優秀な学生を、高等司法研究科を修了してすぐに助教にするという手だてが今のところないので、それでどうするかというのが1つの問題になっているわけですね。その過程の中でも、これは高等司法研究科といろいろと協議しなければいけませんけども、司法試験に合格していない学生でも、ドクターに来て研究者になろうという学生がいれば、当然そういう学生は今の制度でも入ることが可能ですので、そういう道は一応考えていますけども。その場合においてはインセンティブがない。例えば授業料が完全に免除になるとか、あるいは奨学金がちゃんと保証されるとか、そういう手だてを今考えないといけぬ。

【知原委員】 助教という制度は阪大ではとれないんですか。

【中尾】 ポストがないんです。

【知原委員】 ポストはもらえないんですか。

【中尾】 教授と准教授のポストしかありませんので。

【知原委員】 いや、それは現状ですよ。これから要求していくつもりはないんですかということをお願いしているんです。

【三成】 要求はしますが、現在、純増で認められることはまずありません。

【知原委員】 ないんですか。

【三成】 はい。今回の知財センターでもすべて予算は、お金は認めてもらっても……。

【知原委員】 要は少なくして、それで。

【三成】 そうですね。

【中尾】 ですから、もしやるとすれば、教授とか准教授のポストを助教のポストにというか、予算をこちら側につけてやる。そうすると、教授とか准教授のポストの数を減らさないといけないということになります。

【知原委員】 こういうルートをもし重視するのであれば、多少身を削ってでもそういうルートを考えていくというのはあり得るんだろうと思います。もったいない話かもしれませんがね。

【高田】 確かに知原先生におっしゃっていただいたような、ある程度、実務家としてキャリアを、キャリアを積むというのがどれぐらいの長さになるのかはわかりませんが、それを積んだ研究者がこれからどうなっていくのか。これは、例えば知財はまだ立ち上がったばかりですので、よくわからないところがあります。また、狭い意味での法曹につきましても、我々の側だけではなく、裁判所がどのような形で人材育成をされていくのか、学問と例えば弁護士の先生方が今後どのように交流していけるのかなど、いろいろなことと関係していると思います。ですが、それが現時点で既に活発になってきている以上、広がることはあっても、せばまることはないと考えております。

ただ、短期的に申しますと、非常に優秀な実務家でいらっしゃるって優秀な研究者でもいらっしゃるという方はなかなか得がたい人材でありまして、やはり法学の世界における研究者の中核部分では、比較的若い段階から研究者として育てていった人が量的に一番多いはずで、それに関して申しますと、最大の問題は、現時点で多くの大学が、京大や東大などの若干の例外はありますが、うまくロースクール経由の方をリクルートできていないことです。実務家として道が開けているのに、あえて授業料を納める形でさらに3年間、楽ではない修行をするということで、やはり壁は相当高くなっていると考えています。

もちろん、おっしゃっていただいたように助教やTAにできるということがあれば一番いいのですが、これに関しましても、制度上の問題として、例えば入学金を取らないということすら、優秀な学生に対しても本部はそう簡単に認めてくれません。ですから、仮にTAとして働くことができたとしても、奨学金をもらえたとしても、それが授業料や入学金に消えてしまうことになります。それをどうカバーしていくのかは、我々としても頭の絞るところです。

【知原委員】 関西の経済界にお願いしてファンドをつくってもらって、そこから特別に出してもらおうとか、なかなか簡単にはいかないだろうとは思いますが、おそらくいろんな方法があるだろうと思います。それが、例えば知財とかに焦点を当てるとすれば、スポンサーがつかないとは限らないと思うんですよ。ですから、大学だけでやる話じゃなくて、むしろ、いろいろ連携して考えていくという意味で、方策を引き続き探っていかれるのを大いに期待するところです。

【櫻内委員】 ファンドの話があったんですが、お金もさることながら、人の面というのはやっぱり重要なことだと思っております。先ほどの中期計画の3大重点項目で、最初の研究者養成あるいはロースクール、法曹網の養成というのがありますが、もっと大きく言えば、社会人といいますか、企業に就職するということに、これは法学部だけじゃなくて、非常に大きな問題になっていると思いますので、そのところをどう

するかと。一方で、私どもは経済団体ですけども、先ほども産学連携と非常によく言われるものですから、大学たる会員も相当増えてきていまして、大阪大学さんにも昨年、関経連の会員にご入会いただきました。今、15大学が関経連の会員なんです。

大学にとってのメリットみたいなところを具体的に受けとめていただかないかということで、昨年7月に15大学のうちの11大学の学長、副学長あるいは産学連携担当の教授の方、それから関経連の企業が15社ぐらいご参加いただきました。企業の人事担当部門のトップです。企業が大学に求める人材、逆に大学が企業に求めることは何かとフリーディスカッションしてもらったんですね。

企業のほうから出た意見は、一番多かったのは、学生さんに望むのは社会人の基礎力をつけてほしい。専門能力も大事ですけども、基礎力が足りないと。基礎力というのは、自分の頭で考え抜く力であるとか、チームを組んで仕事をするとか、主体的に前に踏み出す力であるとか、そういった能力を求めたいとおっしゃっています。これは昨年の7月ですけども、平成18年にも一度やっています、景気のいいときですけども、そのときにも同様の意見が出ていますので、その辺を大学のほうでも受けとめていただいて、教えていただくということがいいのかなと思っています。

大学側からの要望としてありましたのが、やっぱりインターンシップですね。インターンシップをもっと積極的にやってほしいとか、留学生についての支援を強化してほしいとか、そういうお話があったものですから、その辺は、個別の大学と組んでやるのがいいのか、あるいは大学コンソーシアムみたいなところがありますから、そんなところと連携してやるのがいいのかということを少し意識してやろうかと思っています。

ちなみに、先ほど知原さんに振られました、私、「知原先生」とつい言うてしまうんですが、なぜかといいますと、平成14年に関経連をはじめ関西の経済7団体が——今は5つになりましたけども——関西の産業競争力会議というのをやりました。関西の経済が停滞しているときに競争力強化、米国のヤング・レポートに倣って、関西産業競争力をもっとつけていこうじゃないかということで、経済人が集まって意見交換をし、具体的には7つのアクションプランをつくりました。その中の1つが知財人材の育成です。具体的には大阪大学の法学部と企業の知財部門長が組んでカリキュラムをつくって、企業の若手社員を対象に育成していこうじゃないかということをやりました。そのときに大阪大学から出てこられたのが知原先生でありまして、2年ぐらい一緒に活動させていただきましたけど、最後に先生のほうから「今度、帰ることになりました」と、私はずっと阪大の法学部の先生だと思っていたんですが、財務省の方だったんですね。そのときに初めてわかったぐらい、非常になじんでおられたということがありました。

このように、何か具体的にアクションがあると法学部との連携をとりやすいんですけども、翻って5年ぐらいさかのぼってみると、あるようでない。先ほどご説明がありました知財のところは、実は関経連でも知財と国際標準化をセットで考えていく必要があるんじゃないかと。知財で守るだけではなくて、国際標準で攻めていくというところについて、これはやはり懇談会をつくっていまして、大学の先生や経産省や企業の人たちと一緒にどうあるべきかということを研究して、具体的な活動に結びつけていこうとしていますので、そんなところでもかかわりが持てたらいいなと思いつつ、今聞いていました。

【高田】 今のお話を私なりに受けとめさせていただきますと、基礎力といいましょうか、もっと大層に言えば生きる力といいましょうか、それが肝心であるということかと思えます。高度専門人を養成する、あるいは、かつては重点化と言われまして、大学院を充実させようという体制になってきたわけですが、やはり教養科目を含めて学部は重要であると考えています。手前みそにはなるのですが、阪大法学研究科

の場合は、法人化後、ロースクール設置後も、学部をどう充実させていこうかということに、随分腐心してまいりました。ですから、外大との統合を契機に新学科をつくってもいいという話になった際、渡りに船というところがありました。我々としては、どういう形で幅広い見識を持った人間を育成していけるのか、そのためにどのような機会を提供できるのかを考えていたところでありまして、即座にそれに飛びついたわけです。我々としまして、やはり学部教育の充実が肝心だと考えております。

このごろでは、学部レベルの教育を、高等教育ではなくて中等教育の最後と位置づける方もおられるようで、そうなりますと、学部の4回生あたりの専門教育といっても、高等教養教育のような側面もあるわけです。もちろん専門的な知識を身につけることも必要で、それにも十分に留意しつつ、先ほどおっしゃっていただいたような、そもそも物を考える能力であるとか、書く能力であるとか、ほかの人とディスカッションして自分なりの考え方を練り上げていく能力であるとか、そういう能力をどういう形で学部教育の中で育成していけるかが大きな課題だと思います。また、おそらくそういう中から研究者になりたい人が出てくるのではないのでしょうか。物を考えてみたい、これはおもしろくて仕方がない、一生こういうことと取り組みたいというモチベーションがあって、初めて、困難な時代ではありますが、研究者になろうという人も出てきますので、そういう意味でも、学部の段階でそういう力を育成することがきわめて重要だと考えています。

それについて、後で教務担当のほうからまた話が出てくるかもしれませんが、少人数教育の充実ですとか、学部4回生と大学院との連結をどう工夫しようかですとか、今そのあたりに力を注いでおります。そういったところを充実させて、基礎力、生きる力を育成することに正面から取り組んでいきたいと思っています。

また、経済界、地方公共団体等の外部との活発な交流は、交流する両方にとって大きなメリットがあります。もちろん大学ですから、制度として必ず浮世離れたところがなければならないわけですが、同時にその時代の問題関心と向き合って、それについて考えていくという積極性も要るわけであって、学生に博士後期課程、修士課程、学部のあらゆるレベルでそれと向き合うチャンスがあるということは、非常に重要なことだと思っています。ですから、さまざまなお立場の方々と連携しながら教育を充実させていくことが必要だと考えております。

ところで、私が教員になったころの議論ですと、大学の将来はリカレントにあるというようなことがいわれておりました。バブルのころだったということもあったのですが、高齢社会にもなっていますし、知の要請がますます高まっていくわけですし、大学は18歳で入って22歳で出てくるのではなくて、一生かかわっていくところだというような議論が、90年代はもっと盛んだったように思います。その後、経済状況も変わりました、なかなかそういうお話にはならなくなりましたが、しかし、当時議論されていたことにはやはり意味があると思います。社会に出られた方がもっと簡単に大学に帰っていただける、あるいは大学と接していただけるよう用意しておくことは大切なことでして、そういう刺激の中から若い学生も育ちますし、我々も刺激をいただいて研究を進めることができます。その中から、実践的な研究者が輩出されることも期待しているところであります。

【知原委員】 きょうのメインテーマは中期計画と国際交流ということなので、これについてコメントをしておかないとおそらく締めくくれないだろうと思いますので、今おっしゃられた学部の教育についても後でフリートークのところでしっかりと議論させていただきたいと思いますが、それは横においておきま

してお話しします。

まず、前回3年前、私は高等司法研究科——ロースクール——ができて、法学研究科の位置づけが見えにくくなる、だから何を指すのかという明確なメッセージを出していただきたいということをお願いしました。それを今回まさに具体的なメッセージとして3つの柱、夢を語るということですけど、まさに何を指していくのか、すぐに実現しないものも含めて、目指すものということで明確にさせていただいたのは大変ありがたいと思っています。その点、評価させていただきたいと思います。

具体的な3本柱ですけれども、研究者の再生産という、最近マルクスばやりなのでちょっとマルクスを思い浮かべますけれども、研究者養成は非常に大事だということを改めて強調されているところだと思います。再生産というよりも、むしろ拡大再生産というんでしょうか。数の点ではなかなか、ポストがないのでなかなか研究者をたくさん養成できないと前回も三成先生が、おっしゃってました。そうであるならば、むしろ質的に阪大らしいユニークな研究者を着実に育てていただくという意味で、先ほど問題提起があったような、ロースクールを出て実務を経験したような人たちも、うまくチャンネルをつくって阪大で大学院を経て研究者になったというようにできないかと思います。阪大の場合には先ほどおっしゃっていたような知的財産の教育をこれから充実させていこうと言われるわけですから、むしろ実務の世界とかなり近い法学教育ができるんじゃないか、そういうアドバンテージがあるんじゃないかと思いますので、そういう意味でこれまで以上に研究者の質的な向上を図った上での再生産が、この夢の中に盛り込んでいただいているのかなと思っています。

それから、2番目の国際公共政策学科の話です。先ほどおっしゃったように、3年生が生まれて、非常にいい成果は出ているということですが、まだ成果が固まっているわけではない。これを見ても、サポート体制が、3研究科が法学部の1学部を支えるという非常にぜいたくな学科ですよ。うまくいけばぜいたくだと。ただ、その3つがうまくシナジー効果を出してやっていただくというのが、おそらくこれからなかなか難しいところであると思いますが、大いに期待される場所だと思います。うまくいけばものすごい効果が出てくるだろうと思います。そういう意味で、頑張っただけでそれを達成していただきたいと思っています。

それで、私の個人的な夢を言えば、いつまでも国際という字が学部に残っているような状況じゃなくて、公共政策学科に法学科も含めて、阪大の法学部は国際的視野を持った教育をやっているんだと言われるようになることを大いに期待しています。そういう意味で、後のテーマであります国際交流というのが重要になってくるのかなと思っています。先ほど、竹中先生のお話はとりあえずは国際公共政策学科の人たちをどうエンカレッジするかということですけど、それがスピルオーバーして、いずれ法学科の人たちにも影響が大きく出てくることを期待するところです。

それから、知的財産教育は先ほど櫻内さんがお話しになったように、かつてから非常に注目をして力を入れてきたところで、今回、これを大きな柱で、新たなスキームをいろいろと予算要求をされてつくろうという意気込みには非常に敬意を表します。阪大はある意味では大阪の経済界、産業界を抱えるという大きなアドバンテージもありますし、先ほどおっしゃったように理科系が強い大学だということで、理系のいろんな知を共有するというんでしょうか、それが使えるという意味では阪大の大いなる強みになると思います。周りを見ても阪大の法学研究科は優位性があるのかなと思いますので、大いに期待したいと思います。そういう意味でこの3つを柱に選ばれて、夢に向かって進んでいけるのは非常にいい選択だと私は思います。

それから国際交流ですけれども、先ほど竹中先生はどこがやってもそんなに大きく違わないところがあるとおっしゃいました。米州はちょっと弱いというはおっしゃるとおりだと思いますけれども、アジア、欧州を中心にこれまでの実績は評価したいと私は思います。それで、先ほど外国人留学生の項を見ていると、中国人がやたらに多かった、それを何とか多様化できないのかというのが課題だったと思うんです。数字を見せていただくとまだ半分ぐらいは中国人ということであるかもしれませんが、かなり努力の成果が出て、中国人以外の人たちがここ数年増えている。さらにそのところを頑張っていたいただきたい。それで、ラテンアメリカというのも1つ大きな道なのかなと思います。

手前みそになるんですけれども、中東アフリカ諸国に関しては何とかできないのかということなんですけど、彼らが考えているのはかなり実用的な分野、テクノロジーの分野とか経営学とかにはものすごく関心があるんですけれども、法律の分野だとイスラム法と体系が違うので、どこまでイスラムの人たちが関心を持ってくれるかというのは難しいのかもしれませんが、例えば企業に関する法律とか知的財産とかは、イスラムだとか、あるいはアフリカの人たちもこれから日本で学ぶとするならば、候補としてあるのかなと思います。そういう意味で、余力がなかなかないということをおっしゃるとは思いますけれども、少し余力が出てくれば中東アフリカのほうに関心を向けていただければと思います。後で時間があれば、中東の話も少しさせていただきたいと思います。

それから、タンザニア、東アフリカのプログラムは非常に有益であると思います。国際協力の側面があるというさっきのお話はまさにそうだと思いますけど、大学としてはこういうことも地道にやっていくのが地域に受け入れられることにつながるのかなと。先ほど実績のプログラムを見ていますと、大阪の自治体にも見学に行ったり交流をするという面で、単に向こうから来てもらって国際協力をする、あるいは日本の地方自治に関する政治経済の成果を学んでもらうということに加えて、地元の地域の自治体にもいろんな意味で刺激、貢献をするということが出てくるんだろうと思います。それほど大きなエネルギーは割けないのかもしれませんが、チャンスがあれば、こういうものは引き続きやっていただければありがたいと思います。

以上です。長くなりまして申しわけありません。

【林委員長】 ありがとうございます。

もう全般的なコメントが出ましたので、これで終了してもいいかもしれませんが、いかがでしょうか。お手元の議事次第に分けて書いていただいていますので、もちろんどの観点でも結構かと思いますが、まず中期計画の3本柱ということを強調されましたので、国際交流は後で話することにしまして、中期計画の3本柱について何かコメントや質疑応答など、各委員の先生方いかがでしょう。

【幸田委員】 大阪府の政策企画部長の幸田でございます。きょう、議会が遅くなりまして、定刻に大幅におくれて、状況もよくわからないままに意見を言いますので、とんちんかんなことを言うかも知れませんが、お許しいただきたいと思います。中期計画のところに理想たる目標というのが書かれているんですけれども、理想というのは目標であれば、目標と今の現状との差が課題であると思うんです。その課題が一体何なのか、もしくはそれを時間軸で展開してどういうふうにアプローチをかけるのかがほんとうはすごく大事。理想をいろいろ言うのも大事なんですけど、それにどういうふうにアプローチするのが大事だと思っているんですけれども、その辺は今どんなお取り組みをされているのでしょうか。

【高田】 まさにおっしゃるとおりでありまして、そこで、阪大の中期計画には二つの部分が設けられて

おります。一つは、相当具体的な形で立てられた計画で、例えば、どれだけの数の授業を開講したのか、それにどれだけの人が参加したか、学生は満足を示したか、というような数値化できるような形の、一つ一つを達成し、一步一步具体的に向上を図るような計画を立てているわけです。ただ、そうなりますと、計画は必ず達成しなければなりませんから、一步一步を狭くしておこうというようなことになりかねない。そこで、達成できないかもしれないが、少し長い目で先まで見通した目標も立てているわけです。したがって、後者は、文字どおりの理念、つまりこの世では実現できないものとして提起しているわけでは決してありませんで、次期の6年間ではなかなか大きな成果が上がらない、上がったとしても小さな成果しか上がらないかもしれないが、確実にそれに向けて前進していきたいことを書いている、という位置づけのものでございます。

ですから、公約としての中期計画には、道筋を明確にすべく、相当具体的なことを書かせていただいております。例をあげさせていただきますと、国際公共政策学科をどのように円滑に発展させるかということで、先ほど知原委員からシナジー効果というお話が出ましたけども、それを発揮できるようにということで、3研究科の、特に法学研究科とOSIPPの組織連携がうまくいくように、新学科の運営をめぐる会議を定期的で開催する、この項目についてしっかりチェックするというようなことをお約束として掲げさせていただいております。それがうまくいけば、ここで掲げられている理想に近づいていくわけですが、どこまで理想にアクセスできるのかは我々の努力次第だということでございます。

【幸田委員】 まさに今おっしゃったとおりだと思うんですね。3ページに書かれてあるように、社会的評価を受けることができるように絶えず点検・更新していく。ぜひそんなお取り組みをしていただければと思います。

【林委員長】 ジョーンズ先生、どうぞ。

【ジョーンズ委員】 非常に細かい質問なんですけれども、博士課程の学生の何割ぐらいが博士号を取得してから就職しているんでしょうか。

【高田】 正確な数字ではないのですが、毎年大体8名から9名が博士後期課程に入ってきます。その中で大体3名か4名が留学生ないし社会人です。博士号は年によって違いますけども、今年は5名取得しています。研究者ですが、これはなかなか数字をとりにくい。つまり、随分前に博士課程を出られて、非常勤などをされながら頑張られて就職されるという方もあるので、それをどう勘定するかということはありませんが、日本の大学に職を得られる方は、毎年大体3名から4名ぐらいです。これにつきまして、留学生が母国に帰られて、母国で大学等に職を得られる場合などは計算に入っておりません。

【ジョーンズ委員】 質問の趣旨は、実務の法曹として活躍している人が研究家になりたいと思って博士課程に入ったときに、努力さえすれば博士号が確実にもらえる保証がどれくらいあるのか、それが1つの課題なんじゃないでしょうか。私は大分前に東北大学の法学研究科にいましたけれども、そのときはなかなか博士号はくれなかったんで、あまり変わってなければ難しいのかなと。

【瀧口】 逆の現象もありまして、要するに就職がなかなかないので博士号を取るのを引き延ばすということもありまして、現実的にはそっちですね。出さないということはないと思います。努力していたら出すスタンスになっていると思います。

【中尾】 今は大体3年間か4年間ぐらいで取れるような状況で、全員じゃないんですけども、先ほど言った5人は、丸3年かあるいは4年ぐらいで申請しています。

【ジョーンズ委員】 パートタイムでやれる方法もありますよね。

【高田】 今のところ、パートタイムは正式に制度化されたものではありません。職をお持ちで、博士後期課程に入学される方ですが、例えば私の専門の公法で言いますと、現職の新聞記者の方がおられましたし、現職の警察官がおられます。博士前期課程ですと授業がたくさんあるわけですが、博士後期課程だと必ずしもそれを受講する必要はありません。新聞記者の方に関して申しますと、順調に博士論文を書かれて出ていかれました。パートタイムと呼ぶのが適当なのかどうかはわかりませんが、そういう運用もなされています。大々的にそういう運用を宣伝しようと思えば、制度化するのも1つの方法かもしれませんが、現時点ではそれをしておりません。あくまでも運用レベルで対応しています。

【瀧口】 ドクターの授業はコースワークはあまり比重が高くないので、パートタイムかどうかはあまり重要ではないと思います。マスターは確かにパートタイムも考慮の余地はあるかもしれませんが、年限を延ばすとかあるかもしれません。

【竹中】 実務家の方の場合は、語学の問題がかなりあるのかなという気がしますけどね。我々の常識ですと、博士論文は外国の文献を引用することが、それがどのくらい実質的な意味を持つかはともかく、1つの重要な要素になっている。だから、学位を出す上で、外国語をちゃんとできるかどうかということが気になる。それが時代に合っているかどうかは別として、われわれはまだそういう意識から抜けきれていません。

【高田】 実務家の方で、実務的知識を学的に加工して世に問いたいという方に関しては、仮に外国文献を必ずしも十分に把握できていなくても博士号をお出しすることは頻繁にしているわけですが、社会人としてキャリアをお持ちになりながら、将来研究者としてのキャリアを目指すとなると、今、竹中教授から申し上げたような点は、どうしても必要になってきます。彼らがどのようにその力を養うことができるのかは、確かに課題です。既に、フォーラムといいましょうか、サロンといいましょうか、授業の外で、夜に文献講読の機会を提供しておりますが、それを必ずしも正式に授業として位置づけているわけではありません。

【林委員長】 いかがでしょうか、中期計画関係。

【吉村委員】 中期計画の3つの柱を掲げておられるのは、大阪大学以外の大学も同じようなことをされているんですか。どこが特徴があって、どこが大阪大学らしいのかを教えてください。

【中尾】 おそらく1番目の研究者養成は、どこの大学も掲げているんじゃないかと思います。

【知原委員】 おそらくかなりの大学がそういうものを掲げていると思います。全部とは言わないでも。

【中尾】 そうですね。ですから、今回、次期の中期計画の中での特徴点という形で、国際公共政策学科は阪大の特色と言えるし、知的財産センターという知財教育もかなり全学的に取り組むという形で、今日も大阪大学懇話会が中之島センターであって、総長のあいさつでもありましたように、知財を教養として位置づけるということでかなり宣伝していただきましたので、これは法学研究科というより大学としても、それを十分位置づけてやるということだと考えています。

【吉村委員】 国際公共政策学科はまだ卒業生が出ておられないですけど、具体的にどういう就職先が念頭にあるんですか。ここを出たらこういう活躍ができるんだという何か目標があれば。

【村上】 うたい文句はいろいろあります。阪大の法学部のパンフレットがありますよね。その一番後ろのところに、平成20年のデータで、進学先とか就職数とかが書いてあると思います。これを見ると、法学科のほうは就職者が80名で進学者が68名という数ですよ。ということは、ロースクールに行く人が非

常に多い。ということは、そういう雰囲気を持っている学生がこれに輪をかけて多い。結局、最終的にロースクールに行くかどうかは決断の問題ですから。だから、そういうつもりで入ってくる人が多いというのがこの数字からわかりますし、私が実際に学部を教えていて感じる雰囲気もそうなんです。六法系に非常に興味があるんだけど、それ以外のところはあまり興味を示さない学生が多い。ところが、昔の法学部はもっと変なやつがいっぱいあって、「一応、司法試験を考えてんねんけど、まあいいか」みたいなやつも入ってくるわけですね。それがいなくなっちゃって、非常におもしろくなくなったというのがここ10年ぐらいの印象ですかね。

ただ、新学科の学生、2年生を間もなく終わって今度3年生に進学する段階ですけれども、今まで接している限りでは好奇心が旺盛で、フットワークが軽くておっちょこちょいという感じなんです。それと、もう1つは女性が非常に多い。半数が女性ですね。これは、実は国際公共政策学研究科の大学院生と同じ傾向なんですけど。ですから、彼ら、彼女たちは、おそらくロースクールに行くというのも選択肢の中の1つに入っておって、それについて我々も奨励したいと思うんですけれども、でもそれよりももっと多様なところに出ていこうと。とりわけ英語とかそういうことを強調しておりますので、海外に出ていく、あるいは海外での仕事を夢に置いて、20代を大学院で過ごすとかいう人も、おそらく法学科の現在の学生よりも多く出てくるだろうという感じですね。もちろん一般の企業はここに書いてあるようなところだろうと思いますけども、そういう人も出てくるだろうと思います。だから、ちょっと読めないんですけども、法学科のこういう傾向とはまた違う、昔の法学部の感じなのかなという、それに国際性が加わったような形で就職していくんじゃないかなというのが私の今の予感です。

【林委員長】 よろしいですか。中期計画関係はいかがでしょう。もうよろしいでしょうか。

【櫻内委員】 先ほどちょっと言い忘れたことがありまして、知財のところなんですけども、学び直しといえますか、リカレントというお話がありましたので、関連してご紹介しておきますと、関西社会人大学院連合といまして、これは社会人を対象とするアフター5の学びの場であります。現在、関西の大学を中心に26大学が加盟しています。大阪大学はまだ加盟していただいていないんですけれども、過去にお願いしたんですが断られまして、法学部じゃないです。いろんなカリキュラムがありまして、マーケティングであるとかファイナンスであるとかいろいろな講座があります。その中で法制度といえますか、例えば独禁法とか会社法とかいったことについての、大体5回ぐらいのシリーズなんですけど、どこの大学のどの先生がどういうカリキュラムで教えるかにもよりますが、定員は大体30人なんです。旅行会社の旅行企画と一緒に、最低人数が決まっていますと大体10名以上。大抵、法関連の科目は最低人数に満たないんですね。手を挙げるのは3人ぐらいです。

なぜかなということいろいろ大学側の分析もし、企業の参加する側のニーズも聞きますと、カリキュラムを見ると大体わかる、書物で読めばわかるような何とか法概説から第1章、第2章……、大体が本の目次のような体裁で5回シリーズになっているので、これであれば忙しいので行かなくても自分で本を読みますという感じになるんですね。一方で、大学院連合の強みは大学横断的に、5回シリーズであったら1回ごとにどの大学のどの先生と変えてもいいわけですし、特定の大学と組んでもいい。もっと言えば、企業の法務担当役員あるいは財務担当役員といった人をカリキュラムの講師に組み込んで、産業界の実態はこうなっていますよ、理論はこうですよというようなところで産学連携を打ち出していく。そういうカリキュラムについては結構人気があるんですね。そういうような打ち出し方もできると思いますので、知財センターを創立されるときに、産業界あるいは実社会でこのような形になっていますよというところを

学んでいただく場として、ぜひ大学院連合という場をご活用いただいたらいいのかなと思って、PRがてら申し上げました。

【ジョーンズ委員】 法科大学院とどれぐらい競合関係が生じているんでしょうか。

【高田】 修士課程に入る際の競合ということでしょうか。

【ジョーンズ委員】 そうです。学生とか教員とか就職先とか。

【高田】 様々なご意見があるとは思いますが、私自身は、それほど競合があるとは感じておりません。学部の成績上位者の半分は確かにローに行きますが、ローに進学して研究者になりたい学生がさらに博士後期課程に進むのであれば、それは別に競合ではないわけです。また、優秀者の中にもローに行かないという学生は確実に層として存在していますので、ロースクールができたからただちに法学研究科の今後は難しい、ということでは決してないと私個人は考えております。

【知原委員】 おそらく法学研究科は、ロースクールとかち合う分野だけじゃなくて、政治学もあるし基礎法学だとかもあるので、全体を見てみると競合していない部分も結構あるということはあるんだと思います。

【三成】 ただ、競合という意味では、先ほどありました優秀な学生がロースクールに行くという、今までだったらマスターに来ていた、実定法、民法とか憲法とか商法とかを勉強しようという学生がロースクールにまず行ってしまふ。それで、ロースクールで2年か3年間勉強してドクターに戻ってくるかという、戻ってこないという問題が今の研究者養成の問題です。つまり、そういった意味での競合といいますか、それを競合と呼ぶかどうかわかりませんが、2つを存在させたことによる矛盾がある意味では出始めている。就職での対立関係はまだないと思うのです。ただ、ロースクールを卒業してもなかなか法律家になれないという実態が明らかになってきたときに、これは企業サイドの問題だと思うのですが、多くの企業がロースクールの学生を受け入れるということを前面に出してきたときに、おそらく学部卒業生との就職活動の競合問題が出てくると思いますね。企業サイドがロースクールのほうを優先するとかいう方針を明確に出せば、法学部卒業生との対立関係が出てくるでしょう。まだ企業サイドもそこまではしていない感じがしますけど。

【櫻内委員】 今のロースクールの話だけでなく、会計のほうからも同じような意見をいただいております。事務局内でも意見交換をするんですが、確かに法についてそういうところはあると思うんですが、一方で企業に聞きますと、最近の企業は通年採用をしているから、優秀な人であれば人物本位といいますか能力本位で採用しますよということをおっしゃるので、その辺のところを実績として示していただく必要があるかと思います。そういう意味からも、先ほど申し上げました産業経済界といろんな接点があると思いますので、意見を具体的にどんどんおっしゃっていただいたらいいのかなと思っています。

【知原委員】 逆に、ロースクールができたことによって、学部卒業生の流れが大きく変わったわけですよ。阪大のロースクールだといっても阪大生が多いというわけじゃない。全国から集まってくるし、阪大生も全国のロースクールに行くということですから、その意味では図式がこれまでと大きく変わったんだと思うんですよ。ということであれば、ほんとうに阪大の研究者養成が魅力があれば、実績が上がれば、それなりの人材は確保できるんじゃないかと私は思いますけれどもね。そのかわり、よその大学が困るのかもしれないけれどもね。

【高田】 全くそのとおりだとおもいます。

【知原委員】 だからこそ頑張ってくれということを申し上げたいと思っています。

【高田】 阪大の研究者養成については、今のところ、助教に採用するといった物的支援の面で魅力があるとはいえない状態ですが、ロー制度の導入後も、切断無く絶えず研究者を輩出し続け、研究者養成のインフラ、特に研究者志望の学生同士が層をなして互いに学びあえる体制を完全に維持してきたということが、長期的にはポジティブに働くのではないかと私自身は期待しております。

【林委員長】 中期計画関係はよろしいでしょうか。

それでは、時間もあと30分弱になりましたので、先を急ぎたいと思います。

2番目の国際交流関係でのご意見、コメント等いかがでしょうか。

【竹中】 質問が出る前にちょっと補足しておきますと、学生の目をどうやって外に向けるかが今非常に深刻な問題です。先ほど言いましたように、多くの学生はどうしても早い時点でロースクールのほうに目が向いてしまって、法律の科目にしてもいわゆる六法科目を中心に勉強する。六法科目は基本的に英語の要らない科目なので、英語を勉強するモチベーションはないんですね。それに対して国際関係法とかに関心があるような学生だと、おそらく英語をもっと一生懸命やると思うんです。法律の分野によって学生の国際的な関心の度合いはかなり違って来る。学生の多様な関心をどうやって拾い上げて教育に結びつけていくかがこれからの課題です。

大学院についても少し補足します。研究者養成が非常に重要であることに間違いはないんですが、前期課程の定員は35人で、先ほど高田教授が言いましたように、そのうち最終的に博士の学位を取得するのは5人くらいですので、残りの30人、少なくともその中の多くは研究職以外の仕事につくわけですね。そういった人たちに対する適切な教育も必要です。法科大学院を出て法曹にならない人たちとも競合する可能性があるわけで、競争しても負けないような教育を考えていかないと、やはり30人の人たちに対する責任は果たせないと思います。国際交流もそういった教育のなかに位置づけられるようなものでありたいと考えています。

【林委員長】 いかがでしょうか。

【ジョーンズ委員】 国際交流の相手になるような学生とか教員とか大学とかにとって、提供するものは何でしょうか。

【竹中】 日本にですか。

【瀧口】 いやいや、我々が彼らに。

【ジョーンズ委員】 大阪大学の法学部。

【竹中】 が先方にですか。

【ジョーンズ委員】 はい。

【竹中】 そこが難しいところです。法律の分野によって国際化の度合いがかなり違っていて、国際関係法、知財、会社法といった分野に関しては、一国だけの議論はほとんど意味を持たないと思いますね。そういった分野に関しては、グローバルな舞台上がっていかないと、そもそもこれからは専門家としてやっていけないと思いますので、少なくともそういった舞台上で活躍できる人材になるということがまず前提で、そこまで行かないうちに提供できるものはそうないと思います。

それとは別に、民法とか刑法とか、日本の法文化あるいは法意識と結びついた分野に関しては、日本はかなり学問的に深めてきていますので、十分国際的な貢献ができるんじゃないかと思いますが、これについては私よりむしろ高田さんから言っていただいたほうがいいでしょう。

【高田】 何を提供できるかは、こちらが提供させていただくお相手によっても違うと思います。大きく二

つに分けて考えますと、これから法を発展させていこうとする社会からこられる学生さんたちにとって、日本は、発展途上国として法を受容し、それを我々の社会にあうように一生懸命練り上げようとしてきたわけですし、発展途上国の先輩というところがあります。特に、アジア圏に対してですと、日本は、そもそもヨーロッパの概念を漢字に直すところからやってきたわけですから、発展途上国に対しては、先進国からいきなり学ぶとはちがった形で、失敗も含めていろいろと提供できるものは多いと思います。これはさほど困難な課題ではないと思います。

しかし、日本と同じような社会、経済の発展状況にある、例えばヨーロッパやアメリカからの学生たちに、我々は何を提供できるのか。最近ですと、紆余曲折もありますが、あるいは中国の方がおもしろいのではないかと考える人々も多い中で、我々は一体何を提供できるのかは、確かに相当難しい問題です。

私は、このご問題に対して一般的な形でお答えすることはできませんが、私のごく狭いフィールドで、ヨーロッパ、特にドイツの現状などを考えてみますと、最近ヨーロッパの方、例えばドイツの方にも、二、三十年前に比べて、グローバル化の進展にも関わらず、視野が少し狭い方が増えてきているように感じます。例えば、EU化という現象が進んでいますので、EUのことを考えておけばグローバル化の話が済んだ、といった態度も少なからず見受けられるように思えます。そういう傾向がある中で、我々は、彼らと同じような概念、同じような思考方法を取りながら、EUという枠組みを持たないものですから、良きにつけ悪きにつけ、生のいろいろなぶつかり合いの中で法を考えたりしますので、彼らとディスカッションしてみると非常におもしろいところがあります。つまり、日本に対するエキゾチックな関心というだけではなくて、ヨーロッパ人にとっても自分たちを相対化する1つの比較対照実験の場として日本を考えていただくと、非常におもしろいディスカッションができる。実際に、ドイツ人の学生と日本人の学生をうまく突き合わせると、なかなかいい形で対話ができる様子などを見ておまして、そういうような取り組みを制度化できないのか、もっと普遍的なものにできないのか、といったことを、個人的には考えているところでございます。

【林（智）】 ローマ法の大先輩が委員長をされていて大変恐縮なのですが、ローマ法をやっておらずと、例えば日本の近代化の経験と日本の法におけるローマ法の要素について、例えば南米のチリのローマ法の研究者が日本の経験を教えてほしいと言う、あるいは中国のローマ法学者が日本ではどういふふうでローマ法をやったのか教えてくれと言う、また、実際に日本のローマ法の授業を聞いて中国でローマ法を教えた人たちがいることも最近知ったんですけども、そういう形で日本の近代法の経験は世界の他地域の人にとって興味のある事柄であり、かつ考えを深める要素になるのかなと思ひまして。日本の近代と従来の法との接続ということはおもしろいことかなと思ひました。

【竹中】 単に自分のやっている法分野で外国の法律がどうなっているかを見るだけの比較法ではなくて、日本の近代化全体を視野に入れて議論をすることのできる比較研究者、比較法学者がこれから日本でどれだけ出てくるかということが鍵でしょう。そういう人たちが出てきて、日本の150年の経験を、欧米や途上国の人たちに理解可能な形で伝えることができるようになれば、日本の貢献も随分広がってくるんじゃないかと思っています。

【ジョーンズ委員】 ちょっとその関係でコメントさせていただくと、法科大学院制度の実現により、さっきおっしゃったように学生の目がみんなどんどん六法科目にしか向かなくなっているんですけども、ある意味、法教育が国内化しているわけなんですけれども、特にこれからの法学部の宿命の1つは、今まで以上に語学に力を入れることだと思うんですよ。自分の国の法律を、英語じゃなくてもいいんですけども、

自分の国だけでなく外国語で説明することが基礎であるべきで、ピラミッド型にすると、日本語でアメリカの最高裁判所の判例はどうだこうだと長い論文を書ける人が一番頂点になるはずなんですけれど、今は多分逆になっているので、その構造を変えることが国際交流を含めてこれからの課題になっていくんじゃないでしょうか。

【知原委員】 私も今のジョーンズさんのお話に共鳴はするんですけど、今のままだと、おそらく六法で外国語と縁のない方向なんです。実際に弁護士活動をやっていらっしゃるお立場からお話ししてもらったほうがいいのかもかもしれませんけれども、特に経済活動が国際的になると、かなりの弁護士さんが国際的な法律関係について弁護士活動をするのが何より求められるというのが現実にあると思います。いざそういう活動に行こうと思うと、学生時代に英語を勉強していなかったな、外国語を勉強していなかったなという人が、10年ぐらいたったらいっぱい出てくるんじゃないかと思うんですよ。そのときになって真価が問われるということだと思います。学生のほうはすぐに六法のほうに、縦書きに向いてしまうかもしれませんけれども、阪大の法学部は今着実に根気よく時間の余裕のあるときにせせせせとやると、将来実務者になって、ばりばりと弁護士として活動するようになったときに、インターナショナルなビジネスの弁護もこなせるようになるという、阪大の法学部の学部教育はよかったなと言ってもらえるのが1つのシナリオなんじゃないかと。そう意味で転換が必要だとジョーンズさんはおっしゃっているのかなと思って、私は誠意を込めて聞いていたんですけどもね。

【村上】 ありがとうございます。大阪大学法学部国際公共政策学科では、TOEFL・TOEICが一定点数以上ないと卒業できないという仕組みがありまして、English Certificate I・IIというのがありまして、Iが最低品質保証で、IIが優良品質保証なんです。だから、TOEFLでいうと、ペーパーベースでいうと、500点ぐらいがEnglish Certificate I、560とか570とかがEnglish Certificate IIですけども、Iのほう必修ですので、ある程度の点数を取れていないと卒業できない。もう1つ、Project Seminar in English というのがありますが、これは英語で授業したり、英語の文献を読んだりということ、これも必修科目になっています。

あと、今年から全面的に出てきますけれども、国際公共政策学科の特徴は国際系の科目が非常に多いということなんです。だから、法学科の学生ももちろんとれますけれども、新学科のほうの学生は入ったときから英語は一定程度これからも勉強を続けないと卒業できないぞと言われ続けている学生たちですので、今言われたようなことは、そここのところではある程度担保されている。おそらくそういう学生が法学部の中に80名いるということで、法学科のほうも雰囲気は少し変わってもらったなという気はしています。だから、雰囲気が変わると制度が変わる可能性がありますので、ちょっとしたらそこに将来の発展の道があるのかもしれない。ただ、必修にしてしまったがゆえに卒業させないかんというのが今のところ非常に大きな課題で、まだ2年生なんですけども、それが3年生、4年生になってくるとかなり深刻な問題が出てくるかもしれない。

【知原委員】 卒業できない人が出てきたっていいんじゃないですか。逆にそのほうが品質保証を示すことになるわけですよ。

【村上】 それはそうですね。

【知原委員】 1回目はみんなが甘かったから、卒業できない人がこれだけ出たと。それぐらい品質保証で、後でリコールするよりいいじゃないですか。

【竹中】 ちなみに500というのは、阪大法学部の入学者だったら平均ぐらいのレベルなんです。要する

に新学科の人は必ず阪大の法学部の平均よりは上へ行きなさいというのが最低の条件。550～560 というのは、外国のまあまあの大学で受け入れてもらえるぐらいのレベルです。一流大学だと 550～560 ではちょっと無理で、やっぱり 600 ぐらいないと受け入れてもらえません。そこまで達している学生も若干はいるはずですが、しかし、普通の学生が 550～560 に達しようと思ったら、本人がかなり自覚的に努力しなければなりません。語学の場合は、学校教育でみんないっしょにやるだけではだめで、本人がモチベーションを高めないといけないですね。

【知原委員】 おそらく自分でやらないといけない話なので、そういう刺激なり、周りがそうなっているというものが生まれてくるのが大事なんだと思うんですね。

【村上】 私もそのとおりだと思います。だから、私たちは新学科の学生には絶えずそういう刺激を与えているつもりなんです。それからもう一つ、先ほど法曹教育との話がありましたけれども、要するにドメスティックな六法ばかりやって、ロースクールに行ってドメスティックなことばかりやって、その後、国際取引法とかをやろうと思ってももう遅いかという状況は確かにあって、これはかなり深刻で、僕の専門は国際法ですけども、国際法でもやっぱり深刻なんです。語学が重要なのに、国際関係法（公法系）は選択科目に入っていますけど、選択が断トツの最下位なんです。これから国際法は一体どないなるねんというのがあって、そこで僕らが期待しているのは、新しい学科の国際性と語学を意識していた人がどんどんロースクールに行ってほしい。それが希望なんです。だから、さっき言いましたように、そういうような状況があるがゆえにうちの新学科のほうは踏ん張りどころで、何とかかならんかという感じで、実は私も過大な期待を抱いているんですけども。

【吉村委員】 弁護士の平均年収は大体 1,000 万ちょいぐらい、2,000 万いかないと日本全国で言われているんですけど、そのうち語学を得意にして、海外との交渉だけやる、外国との渉外事件というんですけど、ほとんど裁判所には行かない、外国との間でメールやインターネットでやりとりするという弁護士の収入はその数倍ありますので、語学をやればもうかるというのは現実にあります。普通の国内法だけやる弁護士事務所は当然ありますけれども、渉外事件だけじゃないですけどそれに特化するような事務所は必ず東京と大阪にありまして、その平均年収は莫大な金額になっていまして、税金だけで 1 人何千万払っているというところ。そういうところに就職すると初めから思っている人は、司法修習生か大学のときからやはり語学は熱心にやっていますね。自分の生活にかかっています。ただ、こちらは晩でも向こうは昼間ですので、365 日のうちの 367 日ぐらいは働かなあかんと言われてはいますが。かなり過酷な状況でありますけれども、やっぱり収入にかなり結びついております。

それと、先ほどおっしゃったように、中小の会社でも中国とかアジアに拠点を持っているんですね。例えば製造工場自体は全部中国だと。そこに材料を送って、製品は輸入してつくと。これはもう当たり前の世界になっておりますので、当然のことながら中国の法制度は多少わかっておくとそういう工場はできませんし、契約書を見てくれと言われても、字がわからなくて法律がわからなかったらできませんので、その辺は私らの実務上も日本語だけでこなせるというものはまずなくて、あるとすれば日本の裁判所でして、日本の裁判所は外国語文献を出すときは全部訳せという規則がありますから、裁判官は日本語しかできなくてもやれるようにはなっておるんですけど、その材料を集めるには語学は必要ですし、日本同士でも例えば医療過誤事件等は私よくやるんですが、今はカルテはドイツ語じゃなくて英語で書いておられるのが多いので、英語を読めない人はカルテすら読めない、お医者さんと話ができないということになりますので、必ず語学は実務上必要になってくると思っております。

【知原委員】 このような話を大学入学したときにきちっとみんなにわかってもらって、常にインセンティブを持ってもらうと同時に、それをどうサポートするか、つまり勉強を支援する大学側の支援体制を確実にやってもらいたいということです。そうすると、やった人はちゃんとサポートしてもらって勉強できました、力がつきましたというのが10年後、20年後に出てくるんだと思いますけどもね。

【幸田委員】 今、吉村先生の渉外事務所はもうかるという話に反応しちゃったんですけども、私も仕事でユーロ債の発行をやったことがあるんですけど、パートナーになってくれた弁護士事務所が常松・梁瀬という有名な事務所、それとカウンターパートになったのはロンドンのスローター・アンド・メイというすごく有名な事務所。ドキュメンテーション・ミーティングをやって、起債条件を決めていくんですね。そうすると、そんなに難しい仕事ではないと思うんですけど、大変高額な収入がありますね。あれは学生にとったらすごいインセンティブになると思いますね。ぜひ、それは伝えてあげていただいたらいいかなと思いますね。

【吉村委員】 一例で言いますと、日本の弁護士が契約書をチェックしてつくったら10万とか20万ですよ。それが英語が入ると100万とか何百万取るわけですよ。

【幸田委員】 そうですね。1オーダー違うかったですね。

【吉村委員】 けたが違うんですよ。それは英語が入っているだけに近いですよ。1個つくれば次のものにまた使えますからね。

【幸田委員】 思わず、頑張って司法試験を受けたらよかったなと。

【吉村委員】 仕事の内容自体が全然変わってきて、そういう分野があるのは英語が強いからなんですよ。だから、それは絶対生かせると思いますので。

【ジョーンズ委員】 日本にいる外国人弁護士のやっていることの半分ぐらいは、日本の弁護士さんとセットで日本の法律を外国人向けに説明することなので、その外国人を外して独自でできると、その分も自分のものになるわけなんです。自分の利益に反する発言をしてくれたんです。

【高田】 もちろん学部で英語を勉強し、TOEICでいい成績を収めることは大事ですし、それがビジネスチャンスにつながるという点も全くおっしゃるとおりです。もう1つ、その点に関連して、法学部のカリキュラムとして考えなければならないことは、優秀な学生の中で英語についてそれなりの点数を持っている学生は相当多いのですが、その学生が、英語ができるからといって、将来簡単なチェックなどはできるのかもしれませんが、例えば中国の方と、あるいはタイの方と、法律家として仕事をしていくことのできる能力を持っているかという、そうでない場合も多いように思います。なぜかと申しますと、言葉をしゃべることはできても、日本のことを外国語で語るのは相当に難しい。単に言葉を知っているというだけではない能力が必要なわけです。それが何かと申しますと、自分の行っている具体的な事柄を普遍的に語る、つまり文化横断的に語るという能力だと思います。それは語学プラスアルファの側面でありまして、最初のお話に出てきたように、学部教育などの段階で、どうやって自分を相対化できるか、どうやって普遍的に語るができるか、といったことをしっかりと考えておかないと、語学は必要条件ですけど、プラスアルファでそれがないと、おそらくさらに先には進めないと思います。ですから、そういうことも意識して、取り組んでいきたいと思っております。

【ジョーンズ委員】 それは、おっしゃるように語学だけじゃなくて、学部の法教育だとレクチャーメソッドでいいんですけども、さっきおっしゃったように、自分の法律なり文化なりをみずから英語でも日本語でも説明することになれないと。

【林委員長】 そろそろ迫ってきましたが。

【幸田委員】 もう1つだけいいですか。4ページに地方分権改革に関する研修というのが中ほどの行に書いてあるんですけども、今初めてこの資料を読みながら思ったんですけど、事前に読んでこなくて大変申しわけありませんけど、中身を見ると資料5参照と書いてあって、その資料5を拝見すると、現場見学で大阪府議会とかへ行かれたという記載がございますよね。実は私、先ほど議会でと申し上げたんですけど、たまたま議会で大都市圏の行政機構のあり方だとか、広域連合だとか、道州制だとか、そののところが今まさにやってきたんですけど、こういうお受け入れをされる時に言っていたら、何か貢献できることがあるかもしれませんので、またぜひ言ってください。

【竹中】 どの窓口から言えばいいのでしょうか。大阪府とかいろいろなところに協力要請をしているんですけども、この時期は年度がわりの時期なので一番大変なんですね。

【幸田委員】 そうでもないですけどね。もし言ってもらったら、協力できることがあったらします。

【竹中】 ぜひ、よろしく願います。JICAの関係者も喜ぶと思います。

【林委員長】 もう既に中期計画や国際交流の話の中に、その後の研究科へのエールとか要望とかいろいろ入っていたような気がします。あと、フリートークというところで何かおっしゃるつもりでいらっしゃった方、もしいらっしゃった場合にはご発言いただければと思います。また、もちろんエールでもよろしいですが、エールと要望という項目もございます。

【ジョーンズ委員】 細かいことなんですけども、国際交流の関係でうちの大学もやっているんですけども、アジア法という言葉遣いは外国人が見た場合にはどういう印象を持たれるか。うちの法学大学院もアジア法という科目を設定しているんですけども、私からすれば民法も憲法も全部アジア法ですので、それは我々が西洋人なのでどうでもいいんですけども、アジアの学生が見た場合にはちょっと敏感になる可能性があるのかなと危惧しますけど。

【竹中】 基本的には、日本の法律学は今までヨーロッパ及び北米中心だったんですね。欧米起源の法以外のものをひっくり返して、アジア法として従来のカリキュラムの外につくったというぐらいの認識しかなかったと思います。これまでアジア法と言われてきたものの中身をもう1回ちゃんと吟味しておく必要は、おそらくあるだろうと思うんですが、まだそこまで我々の問題意識が及んでいないので、今後の課題です。

【知原委員】 ちょっと話が飛ぶかもしれませんが、私が担当しています中東とアフリカということになりますと、中東はイスラム圏のところで、イスラム圏の場合は自分たちの固有の法体系みたいなものを持っている。アフリカのほうは伝統的な社会なので、もちろん法のルールはあるんですけども、ヨーロッパの法律をそのまま導入してきているように見えます。フランスの系統だ、イギリスの法律の仕組みだということになっているので、いきなりアフリカの多くの国はそれを受け入れているわけですけども、イスラムの諸国はものすごい葛藤があるわけですね。国際的な取引をすると、相手との関係で、英米の法律なのか、大陸の法律なのかということで非常に悩ましいところだと思います。

そこで、最近よく言われるのは、イスラム圏、特にアラビア湾岸諸国は潤沢な資金を持っている。いろんな知的な交流をしたい。もちろんアメリカ、ヨーロッパから大学の知的支援を受けているということで、最近、日本にも知的支援をしてもらえないのかという要望が大いにあります。お金は持っているのに、とにかく知的な人的な支援を専ら求めている。何故日本に興味があるのか。もちろんアメリカはアメリカで独自の興味はあるし、ヨーロッパはヨーロッパで独自の興味はありますけれども、日本は先ほどから出ているように、ヨーロッパの文化影響を受けながら日本独自のものをつくってきている。それは法律の制

度もそうであるし、政治の世界でもそうです。そういう意味で、法律だけじゃなくて、それこそ瀧口先生の日本の政治史についても、アラビア湾岸の産油国は知的支援を求めていると言えるんじゃないかと思います。

ちょっと夢のような話になりますけれども、資金的には余裕があるので、本格的にきちんとした気持ちで全面的に知的支援をしてくれるんだったら、大いに来てほしいと考えていると思います。実際は、なかなか日本の大学が組織的に手を出してくれるところが今のところない。アメリカとかヨーロッパの大学は知らない間に一部分を分校というような形で持っていることがありますけれども。ちょっと夢のような話ですけれども、そんな話もあるなど、何かのときにちょっと思い出してもらえればと思っています。

【櫻内委員】 アジア法という切り口では関経連は仕事をしていないんですけど、アジアと関西とのかかわりは非常に深いということで、会員企業を対象としていろんなセミナーをする中で、法制面のセミナーは結構やるんですね。その中で、例えば人気があるもので申し上げますと、中国における模倣品に関する法制度の現状と実態。実態というのは、法制度はこうなっているけども、現実のケーススタディーはこうなっていますよ。これを日本の弁護士法人と上海の弁護士法人、タイアップしていますから両方の弁護士法人から弁護士に来てもらって、法制度はこうなっています、理論はこうです、現実はこうなっていますということをやりますと、非常に盛況ですね。非常に人気があります。

【知原委員】 知財センターの守備範囲を大いに考えてもらったらいじゃないですか。

【櫻内委員】 これは日本側の弁護士法人の窓口は阪大法学部OBの弁護士さんでした。結構若い30過ぎの方でした。

もう1つは、例えば、ベトナムの現地法人のトップに日本人が赴任したときに、現地の法制度——労働法であったり会計制度であったり——はこうなっているけども、現実の企業への適用はこうなっていますよと。これも理論と実際ということだと思うんですが、これについていろんなところで大学の先生に語っていただいて、実際のところはベトナムに進出して失敗した企業はなかなか出してもらえないんですけど、苦労したけど克服した事例を語っていただく。こういうのも結構人気があります。これは経産省から競争的資金をもらって、3カ年事業で来年度は最終なので最後の締めに入らないかんですけども、そういうことをやっていますので、そういったところがかかわっていただいて、それを学生さんにもフィードバックしていただくということがいいのかなと思いつつ聞いておりました。

【林委員長】 ありがとうございます。

どなたかご発言が。

【瀧口】 タイミングを逸してしまったので、流れとは違う質問になってしまって申しわけないんですけども。最初のほうでインターンシップのこととかに言及されたうちの、おそらく課題になっていくと思うんですけども、伝統的な法学部教育ではなかなかインターンシップはなされてきていなかったわけですけども、どういうやり方があるのかとか、もしそういうご意見がいただければ今後参考に。

【櫻内委員】 インターンシップの中身まで具体的に踏み込んで意見交換をしていないんですけど、おそらく大学が期待されるインターンシップは採用直結型のインターンシップではないかと思うんです。企業のほうはもちろん人物本位で採用するんですが、どちらかといいますと、採用直結というよりも、冒頭に申しあげました社会人として必要な基礎力を学んでいただくとかを期待しています。

企業トップはよく新入社員なんかには訓示しますよね。企業トップの訓示は新入社員にやるんじゃなくて、多分、学生時代にしたほうがほんとうは効果的なんじゃないかな。3年とか4年じゃなくて、1年か2年ぐ

らいのときにやって、先ほど出ているような語学の必要性とか基礎力の必要性を企業トップの口から語って、実際に社会人になると必要なんだということを具体的な例も織り交ぜて語ってもらうようなことが多分必要だと思うので、そういう形での出前講座といいますか、企業人を講師に招くのもありだと思いますし、逆に学生の方が企業に来ていただいてそういうところを見ていただくような、本来のインターンシップはそういう形ではないのかなと思うんですがこういうご時世ですから採用直結みたいなニーズも当然あると思うんですけどもその辺のインターンシップのつくり込みをしていかないといけないんだと思います。まだ、そこまでできていないんです。

それと、今は大阪大学の法学部というところでお話しさせてもらっていますけど、いろんな大学のいろんな学部がありまして、同じような話がまた違うところであるわけですから、これは個別大学、個別学部というよりも、大学コンソーシアム何々というところがありますから、そういうところとタイアップしてやるのがいいのかなと思っているんですけど、進め方はこれからの課題ですね。

【村上】 今後ともよろしくお願いします。新しい学科ではインターンシップが2単位ありまして、3年生からとれる科目ですので、おそらくは3年生の夏にインターンシップに行くというスキームなんです。私、授業担当ですので、どうしたらいいかわからないので、またご相談させてください。

【幸田委員】 行政のほうも来ていただいたら、多分夏は受けていますから。

【吉村委員】 弁護士事務所でも別に構いませんので。

【林委員長】 それではよろしいでしょうか。非常に熱心なご議論をいただきまして、ほんとうにありがとうございます。いろいろ貴重なご意見をいただいたのではないかと思います。今、ご発言が踏み込めていない方もいらっしゃると思いますが、ペーパーの中で思いのたけを書いていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、きょうはほんとうにどうもありがとうございました。

【林（智）】 事務的にご連絡申し上げますが、本日の速記録に関しまして、事後に委員の皆様にご確認いただくことになっております。既に委員長からお話がありましたように、A 4一、二枚程度ということで、また独立にコメントをちょうだいいたしたく存じます。大変お手数ですが、よろしくお願いいたします。

【知原委員】 コメントの締め切りはいつですか。議事録チェックのタイミングと同じぐらいでいいんですか。

【林（智）】 そのぐらいで結構です。またご相談させていただきます。

お忙しい中、ほんとうにどうもありがとうございました。

— 了 —